

川崎市エネルギー最適化補助金設備設置承諾書

(補助金の申請者の情報)

名 称 _____

代表者 _____様

(建物の所有者情報)

名 称 _____

代 表 者 _____

電話番号 _____

当社（私）は、川崎市エネルギー最適化補助金交付要綱第18条及び第19条の規定により財産処分の制限を受け、川崎市長の承認なしに財産処分できない設備が、次のとおり設置されることを承諾します。

- 1 建物の所在地及び名称
所在地：
名 称：
- 2 設置される設備の概要
交付申請書のとおり
- 3 設備の管理について
補助金の交付を受けた事業者は、導入設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、効率的運用を図る必要があります。
- 4 財産処分の制限
補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内に、単価50万円（税抜き）以上の財産を廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。